

樋ノ口川通常砂防（防災安全）事業に係る寺浦遺跡発掘調査の土砂掘削作業委託  
仕様書

（目的）

第1条 本仕様書は、京都府教育委員会が実施する「樋ノ口川通常砂防（防災安全）事業に係る寺浦遺跡発掘調査の土砂掘削作業委託」の履行をするために必要な事項を定めるものである。

（対象遺跡、所在地）

第2条 本委託契約の対象となる遺跡は寺浦遺跡（福知山市牧）とする。

（業務の内容）

第3条 本委託業務は、京都府教育委員会が実施する埋蔵文化財発掘調査に関し、遺跡内における、人力による包含層掘削、遺構・遺物検出、遺構掘削等の掘削作業、記録作業に係る清掃・補助、並びに発掘調査に係る諸作業を実施するものである。また、これに伴う業務として、作業に必要な作業員の確保、労務管理を行うものとする。なお、掘削作業を実施するにあたり、必要となる掘削道具等、軍手、保護帽（ヘルメット）、長靴、安全靴、作業着その他個人装備については、受託者側で用意することとする。

[発掘器具]

器具A	スコップ、ツルハシ、半月クワ、移植コテ、手クワ、手ホーキ、バケツ、ホーキなどの人力掘削等小道具類で、適切数量として同日の作業員が効率的に使用する数量
器具B	歩み板および類する土砂掘削小道具で、適切数量として同日の作業員が効率的に小運搬を行うに足りる数量
器具C	工具類、針金、番線、砥石やそれに類する道具類などで、発掘作業が効率的に実施できる数量

（作業時間）

第4条 1日の作業時間は、午前8時30分から正午、及び午後1時から午後4時45分までとする。

（受託者の責務）

第5条 本業務は、埋蔵文化財発掘調査関連業務であることから、文化財保護法の趣旨に則り実施するものとする。

- 2 本業務実施にあたり知り得た情報は京都府教育委員会の許可なく外部に公表してはならない。
- 3 受託者は、本業務実施にあたっては「労働安全衛生法」等の関連法令を遵守すること。
- 4 本業務実施により、受託者の責による事故等の問題が生じた場合には、受託者の責任に

より解決すること。

(実施体制)

第6条 本業務実施に際しては業務担当責任者1名を発掘調査現場に常駐させること。

2 業務担当責任者、作業員の職務内容は下表のとおりとする。

3 予定数量及び実施日数については、別表のとおりとする。

業務担当責任者	下記作業員としての能力を満たしたうえで、発掘調査現場に常駐し作業員への指示、労務管理等を行う。発掘調査に際しては文化財保護課調査担当職員との協議内容に基づき、作業員へ指示内容を的確に伝達するとともに、適切な履行を監督する。 京都府内での業務担当責任者経験を3年以上有する者、または同等の能力を有する者とする。
作業員	業務担当責任者の指示に従い、発掘調査に係る人力掘削、記録作成業務補助、諸作業を行う。なお、7名中3名以上は発掘調査従事歴3年以上の経験を有するものとする。 健康で屋外掘削作業に従事できる者とする。

(契約変更)

第7条 予定数量の増減、調査日数の増減等により契約額に変更が生じる場合は変更契約を締結することができるものとする。

(履行の確認)

第8条 契約の履行については、一日の作業に従事した作業者の種別と数を記載した日報を日々作成し、京都府教育委員会調査担当職員に報告を行うこととする。

(その他)

第9条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者側と協議を行うこととする。

時期	9月		10月		11月		合計	
内容	人数	内訳	人数	内訳	人数	内訳	人数	日数
業務担当責任者数	11人	1人×11日	10人	1人×10日	5人	1人×5日	26人	26日
作業員数	77人	7人×11日	70人	7人×10日	35人	7人×5日	182人	26日

※天候や作業工程により、変更が生じます。事前に担当者と協議してください。